

感対第 852 号
令和 5 (2023) 年 3 月 31 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の
考え方について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなっております。このため、本年 5 月 8 日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

今回示された国の事務連絡は、本年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前に情報提供が行われたものです。

つきましては、本内容について御了知の上、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

（
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983
）